# 意 見 書

平成23年8月1日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail

TEL

FAX

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、競争セーフガード制度運用に関する意見提出の機会を頂き、誠にありがとう ございます。当社意見を以下の通り、申し述べます。

#### 【総論】

#### ■ 基本的な考え方

現在、電気通信市場においては、昨年11月にNTT東西殿からコア網の概括的展望(以下、概括的展望)が公表されてPSTNからNGNへの移行が今後計画的に進められる点や、「光の道」構想に基づき超高速ブロードバンドの普及が促進される点、そして、モバイル市場においてはモバイルブロードバンドの普及・高速化が加速する状況にある点等を鑑みれば、まさに市場環境が大きく変化する時期にあると言えます。

このような状況の中、競争セーフガード制度(以下、本制度)に期待される役割としては、 累次の公正競争要件のレビューに留まることなく、今後見込まれる市場環境の変化が及ぼ す競争環境への影響を検証すると共に、将来に向けた先取的な競争促進措置の検討に繋げ ることにあると考えます。

#### ■ 検証における重要な観点

#### ① PSTNからNGNへの移行に着目した公正競争確保の在り方

- ・昨年11月にNTT東西殿より概括的展望が公表されたものの、以下の公正競争上の問題が懸念されることから、移行期におけるメタル/PSTNから光/NGNへの競争環境のパスを構築することは喫緊の課題であると考えます。
- ✓ メタル/PSTNにて構築されたサービス競争環境の喪失
- ✓ 競争的な環境下での利用者移行の停滞

#### ② 第二種指定電気通信設備制度におけるドミナント規制の実効性確保の在り方

・第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定設備制度)は、新規参入及び新興事業者と既存事業者のイコールフッティングを確保することでMNO間の競争も促進させる観点から実効的に機能するように、市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築することが必要と考えます。

#### ③ NTTグループに係る公正競争要件の見直し

- ✓ 機能分離の実効性を確保する競争セーフガード制度の在り方
- ・今年5月の電気通信事業法の改正により、ボトルネック設備利用の同等性確保を目的としたNTT東西殿の機能分離が義務付けられ3年後を目途に公正競争環境確保の観点から制度の包括的検証を行うことを鑑みれば、本制度は機能分離の実効性をチェックする点で

重要な役割を担うと考えます。

### ✓ グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し

・NTT西日本情報漏洩問題にも見られる現行の公正競争要件と業務実態の乖離や、共同営業や連携サービスに係る市場支配力の行使といった問題を解決するためには、NTTグループの業務実態や市場環境の変化を見据えた上で累次の公正競争要件を見直すことが必要と考えます。

## 【各論】

	検証項目		意見
1 指定電気通信設備	(1) 第一種指定電気	ア 指定要件に関	■指定要件は現行維持が必要
制度に関する検証	通信設備に関する検証	する検証	昨年度の検証で総務省殿から示された内容の通り、ポジティブリスト方式
			の場合には、ボトルネック性を有する設備が一定期間指定されない場合が生
			ずることにより、接続事業者がボトルネック設備を利用した新たなサービス
			を迅速に提供出来ない可能性があり、公正競争を阻害し電気通信市場の健全
			な発達を損なう虞があるため(※1)、現行の指定要件についてはネガティブ
			リスト方式の維持が必要であると考えます。
			また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)についても、昨年度の検証
			における総務省殿の示された内容に変化はないと考えられるため(※1)、引き続き
			種別を区別せずに指定することが必要と考えます。
			(※1)2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考
			え方 考え方5
			第一種指定電気通信設備の指定については、伝送路設備及び交換等設備に
			対する指定方法を <u>ネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙す</u>
			る方式) からポジティブリスト方式 (指定する設備を具体的に列挙する方式)
			に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期
			間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれ
			<u>る可能性がある旨、平成19年3月付答申「コロケーションルールの見直し等</u>
			に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において
			示されているところである。
			(略)
			端末系伝送路設備については、昨年度の検証結果において、メタル・光の
			種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することは、①共に利

検証項目		意見
		用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられている
		こと、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されているこ
		と、③実態としてNTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコ
		スト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性が
		あると認められるとの考え方を示したところである。
	イ 指定の対象に	■指定の対象は現行維持が必要
	関する検証	NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル/PSTNから光/NG
		Nへの移行期にあることを鑑みれば、光/NGNについては普及期から発展
		期の段階に入っており、光アクセス網及びその光アクセス網と一体的に構築
		されるNGN(※2)は、利用者及び接続事業者にとって一層必要不可欠な
		ものとなっていると考えます。
		一方、メタル/PSTNについても低廉かつ基盤的なユニバーサルサービ
		スとして、現在も相当数の需要があることから (NTT東西加入電話:約3
		450万契約、直収電話:約418万契約 DSL:約820万契約 20
		11年3月末時点(※3))、依然としてレガシー系設備における不可欠性
		は存在しているものと考えます。
		これらの事情から、第一種指定電気通信設備(以下、一種指定設備)の対
		象については現行維持が必要と考えます。
		(※2) 2010年12月 「光の道」構想実現に向けて 第3章 第1節
		(3) 中継網のオープン化の在り方
		(略)
		イ NTT東西が構築したNGNは、ボトルネック性のある加入光ファイバと
		一体として構築され連携して機能しており、PSTNと比較して、サービス

検証項目		意見
検証項目	ウ アンバンドル 機能の対象に関する検証	意見 <u>競争が困難となる特性を有している。今後、NGNが、我が国の基幹的な中継</u> IP網になると考えられる中で、多様な電気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が多様なサービスを柔軟に提供できるように適時適切にオープン化されることが重要となる。  (※3)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2011年3月末)より  ■光/NGNのアンバンドル促進が必要 NGNは一種指定設備という位置付けであるものの、アクセス網とコア網とが一体的に構築され接続事業者が要望するアンバンドルが進まず、実態としてメタル/PSTNにて実現出来ていたドライカッパ、ラインシェアリング、GC接続といった接続形態が、光/NGNにて実現出来ていないことからは、一種指定設備制度が実質的に形骸化しているものと考えます。現在、NGNのオープン化について、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて議論されているところでありますが、このまま、NGNへの移行が、光/NGNにおける接続事業者との接続を考慮さ
		れずに進展した場合、新規参入や公正競争における障壁となり、以下のような公正競争上の問題が懸念されます。  ✓ メタル/PSTNにて構築されたサービス競争環境の喪失
		NTT東西殿における主体的なマイグレーションの結果、メタル/PS TNにおけるADSLやドライカッパ電話、マイライン等がサービス基盤 を失い、NTT東西殿に巻き取られ、現状FTTHにおける74.4%(※ 4)の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを

検証項目		意見
		強く危惧します。 ✓ 競争的な環境下での利用者移行の停滞 移行については、利用者保護の観点からも競争的な環境下で自主的な移行を促進し強制移行による負担を軽減することが望ましいと考えますが、光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません。これでは、サービス競争は進展せず、PSTN利用者にとって低廉で魅力あるサービスは創出されることなく、選択肢も狭まる虞があります。  (※4) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ (2011年3月末)より  NGNのオープン化の課題については、かねてより、総務省殿のICTタスクフォースや各種委員会等を通して、複数の事業者から多数の要望及び提案が出されていますが、NTT東西殿との「情報の非対称性」が、建設的な議論の進展を妨げている状況と認識しています。 NTT東西殿においては、検討に資するよう設備構成・技術仕様等の開示を行って頂き、GC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続等といった接続形態の実現に向けた検討が行うべきと考えます。
(2) 第二種指定電気 通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	■ <u>二種指定設備制度の見直しの必要性</u> 二種指定設備制度については、モバイルブロードバンドの普及・高速化が加
		速することを鑑み、改めて公正競争促進の観点から有効に機能しているか、検証 が必要と考えます。
		そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目

検証	項目		意見
(3) 禁止行 為に関 する検	3-1) 指 定電気通信 設備に係る 禁止行為に	イ 指定の対象に 関する検証 ア 第二種指定電気 通信設備に係る禁 止行為規制の適用 事業者の指定要件	した多角的な観点からの検証が必要と考えます。     具体的な見直し案としましては、『保有する周波数の質・量』『端末の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて検証を行い、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせて段階的に規制を適用するなどが考えられます。  ■ 二種指定設備制度における禁止行為規制の必要性現行の禁止行為規制の内容は、『接続情報の目的外利用の禁止』『特定事業者への不当な優先的取扱いの禁止』『設備製造事業者への不当な規律・干渉の禁止』となっており、いずれも市場支配力を有する事業者に対する規制
する検証	禁止行為に関する検証	事業者の指定要件に関する検証	
			での一体的な経営にも留意する必要があるため、禁止行為規制は、事前規制

検証項目	意見
	として引き続き必要であると考えます。
	(※5) 2011年7月 電気通信事業分野における競争状況の評価201
	O (案) Ⅱ 移動体通信領域 第2章 第2節
	1. 単独の事業者による市場支配力
	(1) 市場支配力の存在
	以下の判断要素を総合的に勘案し、移動体通信サービス市場においては、N
	TTドコモが単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。
	① 移動体通信サービス市場におけるNTTドコモの契約数シェアは11年
	3月末で47.1% (対前年比1.1ポイント減) となっており、減少傾向に
	あるものの依然として5割近くを占め、他の競争事業者のシェア(KDDI
	26.8%、ソフトバンクモバイル20.6%)との格差は大きく、引き続
	き大きな存在となっていると認められる。
	(理各)
	(2) 市場支配力の行使
	以下の判断要素を総合的に勘案し、現行の規制や市場の環境下においては、
	NTTドコモが単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。
	① NTTドコモには、電気通信事業法の第二種指定電気通信設備制度に基づ
	く接続約款の届出や不当な差別的取扱の禁止等の行為規制等の規制が適用さ
	れている。

検証項目		意見
	イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証	■県城等子会社への規制適用 2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」や「NTT東西殿の県城等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」の事例については、現状、県域等子会社はNTT東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊であるにも係らず禁止行為規制の対象に指定されてなく、禁止行為規制と業務実態が乖離していることから、接続情報の目的外利用やグループ間連携といった反競争的行為等の抑止に公正競争上の課題があることを示していると考えます。 「NTT西日本情報漏洩問題」の発生を受けて、「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性の観点から、電気通信事業法の改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備管理部門と利用部門の隔離等の義務付けており、現在、「設備部門の設定及び他部門との物理的隔絶」や「システム分離」、「監視部門の設置及び監視内容の報告」等具体的な措置について電気通信事業法の施行規則の改正が検討されているところです。 これら措置については、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を防止する上で一定程度の効果はあるものと考えますが、あくまでNTT東西殿が主体で実施されるものであることを考慮すれば、県城等子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用等反競争的行為の禁止をより厳格化することが必要と考えます。
	3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	■グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し 「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該 当事例として、「ドコモショップにおけるフレッツ販売」や「NTT東西殿の 県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」、「NTTファイナン

検証項目	意見
<ul><li>2 日本電信電話株式 (1)検証の対象</li></ul>	ス殿によるグループ各社の料金一括請求」等のグループ間連携が各社より毎年本制度の意見書にて報告されているところであり、これら事例により、NTTグループの巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がることが懸念されております。 特に、昨今IP化の進展やLTE等の登場による高速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービスとして提供可能にある状況にあることを鑑みれば、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿の連携による市場支配力の行使については、公正競争環境を阻害するため引き続き認めるべきではないと考えます。 従って、これら課題を解決するためには、グループドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状のNTTグループの業務実態や市場環境の変化を反映するように再構築する必要があり、具体的には、NTTドコモ殿を特定関係事業者制度の対象に追加する必要があるものと考えます。
会社等に係る公正競争 要件の検証	
3 その他	■メタルアクセス網における概括的展望の公表の必要性 コア網については、NTT東西殿より概括的展望が公表され移行の方向性 が示されておりますが、その一方でメタルアクセス網の将来の取り扱いや代 替サービス等の方向性は、現在もNTT東西殿から明示されていない状況に あります。そのため、NTT東西殿のアクセス網を利用する接続事業者にと っては、今後のサービス提供の方向性を検討するために必要な情報が十分に 得ることが出来ておりません。 従って、NTT東西殿と接続事業者との間で「情報の非対称性」が発生し 公正競争を阻害する要因とならないように、メタルアクセス網における概括

的展望は早急に公表して頂き、競争確保に向けた検討が行われるべきと考え
ます。
■機能分離の実効性検証の必要性
「光の道」構想においては、今年5月の電気通信事業法の改正により、ボ
トルネック設備利用の同等性確保の観点から、NTT東西殿の設備管理部門
と利用部門の機能分離が義務付けられ、3年後を目途に制度の包括的検証を
行う方向性が示されました。この法改正後において機能分離の実効性をチェ
ックするためには、毎年累次の公正競争要件の有効性・適正性を検証してき
た本制度は、引き続き極めて重要な役割を担うと考えます。
しかしながら、2009年11月に発覚したNTT西日本情報漏洩問題は、
これまで本制度においてNTT東西殿の設備管理部門と利用部門のファイア
ーウォールの構築状況について、毎年検証が行われていたにも係らず発生し
ており、本制度の抜本的な見直しが必要であることを示す事例であったと考
えます。
従いまして、本制度の実効性を高め今後NTT東西殿の機能分離の実施状
況を有効にチェックするためには、以下の措置が必要と考えます。
✓ NTT東西殿(子会社含む)の公正競争要件の遵守状況や所要の措置を
要する事項への対応状況について客観的に検証(例:第3者による検証)
するスキームの設定
<ul><li>✓ 注視すべき事項が継続する場合は、過去の状況等を総合的に評価して公</li></ul>
正競争上問題があるかを判断
✓ 毎年の検証にて判明した制度自体の問題点を3年後の包括的検証に反映

検証項目	意見
	するPDCAサイクルの構築
	なお、機能分離は検証体制の構築に加えて、ボトルネック設備利用の同等
	性を高める観点から、接続事業者とNTT東西殿の利用部門において「同じ
	料金」、「同じプロセス」、「同じ商品」で設備を提供するインプットの同等性
	についても確保する必要があると考えます。
	具体的に同等性の確保が必要なものとして、以下が考えられます。
	● 空き回線、コロケーション設備、展開エリア・時期等に係る情報
	● 開通工事や設備構築に要するリードタイム
	● オペレーションシステムの機能・コスト負担
	● 接続料・コロケーション費用・工事費 等
	その中でも、「オペレーションシステムの機能・コスト負担」については、
	2010年度から2011年度において、NTT東西殿にて「DSL開通申
	込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」、「加入者光ファイバ概
	算納期情報開示システム」、及び「コロケーション業務支援システム」等各種
	オペレーションシステムの更改が実施されますが、これらコストについては、
	接続料金等に反映されることから、システム更改が度重なれば、接続料金の
	急激な上昇を招くことにつながり、その結果接続事業者に経営上の負担を与
	えることになります。
	インプットの同等性の観点から考えれば、NTT東西殿の利用部門と接続
	事業者は本来同一のシステムを利用するものと考えられますので、この点に
	ついて同等性が確保されているかについては十分な検証が必要と考えます。